

議案第 20 号

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年橋本市条例第15号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(印鑑登録証等の交付) 第7条 市長は、前条の規定による印鑑の登録をした場合には、登録番号を記載した印鑑登録証(印鑑登録を受けている者について、当該個人を識別するための磁気を付したカードをいう。以下「登録証」という。)を印鑑の登録を受けた者(以下「登録者」という。)又はその代理人に対して直接に交付する。	(印鑑登録証等の交付) 第7条 市長は、前条の規定による印鑑の登録をした場合には、登録番号を記載した印鑑登録証(印鑑登録を受けている者について、当該個人を識別するための磁気を付したカードをいう。以下「登録証」という。)又は住民基本台帳法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード(橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成18年橋本市条例第14号。以下「住基カード利用条例」という。)第2条の規定に基づき印鑑登録証として利用する者に限る。以下「住基カード」という。)を印鑑の登録を受けた者(以下「登録者」という。)又はその代理人に対して直接に交付する。
2 略 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、<u>第14条の印鑑登録証明書の交付のために必要な情報が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)</u>を所持する者から印鑑登録証の交付を要しない旨の申出があったときは、<u>印鑑登録証の交付を行わないことができる。</u> (登録証の引替交付) 第8条 登録者又はその代理人は、登録証が著しく汚損し、若しくはき損し	(登録証の引替交付) 第8条 登録者又はその代理人は、登録証が著しく汚損し、若しくはき損し

たとき又は市長が適当と認めたとときは、登録証に申請人の印鑑を添えて引替交付の申請をすることができる。 2 略 第10条 削除	たとき登録証を住基カードに替えるとき、又は市長が適当と認めたとときは、登録証に申請人の印鑑を添えて引替交付の申請をすることができる。 2 略 (住基カードの再交付) 第10条 登録者が、住基カードを著しく汚損し、若しくはき損したとき、又は住基カードを亡失したときは、橋本市住民基本台帳カード事務取扱要領(平成18年橋本市告示第13号)第7条の規定に準じ再交付を受けることができる。 2 前項の規定により再交付を受けるときは、登録している印鑑を添えて届け出た上、別に条例で定める手数料を納付しなければならない。 3 住基カードの再交付を受けた者は、印鑑登録証として利用するときは、住基カード利用条例第4条の規定により、暗証番号を設定しなければならない。 (登録廃止の届出) 第12条 登録者又はその代理人は、当該印鑑の登録の廃止をしようとする場合及び登録された印鑑を亡失した場合は、登録証又は住基カードを添えて届け出なければならない。 (印鑑登録証明書) 第14条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(当該印影を光学画像読取装置で読み取り、磁気ディスクに記録し、これをプリンターによって出力したものを含む。)について市長が証明するものとし、併せて第6条第3号から第7号までに掲げる事項を記載するものとする。 (印鑑登録証明書の交付)
たとき登録証を住基カードに替えるとき、又は市長が適当と認めたとときは、登録証に申請人の印鑑を添えて引替交付の申請をすることができる。 2 略 (住基カードの再交付) 第10条 登録者が、住基カードを著しく汚損し、若しくはき損したとき、又は住基カードを亡失したときは、橋本市住民基本台帳カード事務取扱要領(平成18年橋本市告示第13号)第7条の規定に準じ再交付を受けることができる。 2 前項の規定により再交付を受けるときは、登録している印鑑を添えて届け出た上、別に条例で定める手数料を納付しなければならない。 3 住基カードの再交付を受けた者は、印鑑登録証として利用するときは、住基カード利用条例第4条の規定により、暗証番号を設定しなければならない。 (登録廃止の届出) 第12条 登録者又はその代理人は、当該印鑑の登録の廃止をしようとする場合及び登録された印鑑を亡失した場合は、登録証又は住基カードを添えて届け出なければならない。 (印鑑登録証明書) 第14条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(当該印影を光学画像読取装置で読み取り、磁気ディスクに記録し、これをプリンターによって出力したものを含む。)について市長が証明するものとし、併せて第6条第3号から第6号までに掲げる事項を記載するものとする。 (印鑑登録証明書の交付)	たとき登録証を住基カードに替えるとき、又は市長が適当と認めたとときは、登録証に申請人の印鑑を添えて引替交付の申請をすることができる。 2 略 (住基カードの再交付) 第10条 登録者が、住基カードを著しく汚損し、若しくはき損したとき、又は住基カードを亡失したときは、橋本市住民基本台帳カード事務取扱要領(平成18年橋本市告示第13号)第7条の規定に準じ再交付を受けることができる。 2 前項の規定により再交付を受けるときは、登録している印鑑を添えて届け出た上、別に条例で定める手数料を納付しなければならない。 3 住基カードの再交付を受けた者は、印鑑登録証として利用するときは、住基カード利用条例第4条の規定により、暗証番号を設定しなければならない。 (登録廃止の届出) 第12条 登録者又はその代理人は、当該印鑑の登録の廃止をしようとする場合及び登録された印鑑を亡失した場合は、登録証又は住基カードを添えて届け出なければならない。 (印鑑登録証明書) 第14条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(当該印影を光学画像読取装置で読み取り、磁気ディスクに記録し、これをプリンターによって出力したものを含む。)について市長が証明するものとし、併せて第6条第3号から第6号までに掲げる事項を記載するものとする。 (印鑑登録証明書の交付)

第15条 略

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、登録証及び印鑑登録原票と照合し、適正であることを確認した上で交付しなければならない。

(印鑑登録証明書の自動交付)

第16条 前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら自動交付機に登録証を使用し又は多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に個人番号カードを使用して暗証番号及び必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(印鑑登録証明書交付申請の不受理)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。

- (1) 登録証の提示をしないとき。
- (2) 提出された登録証が著しく汚損し、又はき損のため 識別が困難であるとき。

(3)・(4) 略

第15条 略

2 住基カードを印鑑登録証として利用する登録者は、住基カード利用条例第6条の規定により利用情報等を記録した住基カードを添えて、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用端末機に暗証番号(「住基カード利用条例第4条に規定する暗証番号」をいう。次条において住基カードを使用して入力する暗証番号についても同じとする。)と必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により申請があったときは、登録証又は住基カード及び印鑑登録原票と照合し、適正であることを確認した上で交付しなければならない。

(印鑑登録証明書の自動交付)

第16条 前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら自動交付機に登録証又は住基カードを使用して暗証番号及び必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(印鑑登録証明書交付申請の不受理)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。

- (1) 登録証又は住基カードの提示をしないとき。
- (2) 提出された登録証又は住基カードが著しく汚損し、又はき損のため 識別が困難であるとき。

(3)・(4) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カードについては、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。